

財務省告示第十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年一月九日
 財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 |
|-------------------------|---|---|---|----------------|----------------------|-------|--|--------------|----------------|-----------|----------------|
| 名称及び記 号 | 発行の根拠 法律及びそ の条項 | 振替法の適 用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 | 振替単位 | 発行日 | 発行価格 | 利率 | 経過利子 |
| 利付国庫債券（十年）（第二百五 十六回） | 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け | 額面金額で二千八百九十五億円 | 二千八百九十九億九千二百十五 万円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。 | 平成十五年十二月二十二日 | 額面金額百円につき百円十七銭 | 年一・四パーセント | 日本郵政公社総裁は、払込金額 |

の
払
込
み

に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
第
十
八
号
に
規
定
す
る
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
す
る
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4 \times 2}{100 \times 365}$$

十
三

初
期
利
子

平
成
十
六
年
六
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
（
以
下
、
次
号
及
び
第
十
五
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
）

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十
四

第
二
期
以
後
の
利
子

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。

十
五

償
還
期
限

平
成
二
十
五
年
十
二
月
二
十
日

十
六

償
還
金
額

日
本
銀
行
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

十
七

元
利
支
所

平
成
十
五
年
十
二
月
二
十
二
日

十
八

払
込
期
日